

# 仏教における非戦平和への一考察

—特に植木徹誠を通して—

尾 畑 文 正

(1)

現代において仏教が私たちにとていかなる意味を持つのか。また仏教において現代がいかなる問題として存在するのか。それらを問う現代仏教論の課題の一つとして、仏教における社会倫理の欠如が問われて久しい。勿論、それは仏教が過去の膨大な観念体系ではなくて、今日の歴史的社會的現実に生きて働く思想として存在しているかどうか。つまり、仏教の存在意義を現代において問うことである。それは、決して、仏教の存在を蔑ろにして否定的に葬り去ることではなく、むしろ現代において仏教の存在することの積極的な意味を見いだすところから起こってきた問題意識であることはいうまでもない。

しかしながら、現実的な問題としていえば、仏教は過去においても現在においても、その存在意義は、社会的にも歴史的にも、見失われているか、埋没しているかのいずれかである。積極的に社会に寄与することも、影響を行使することもないまま今日に存在しているといつても過言ではない。より正確にいえば、戦時教学に代表されるように、非仏教的仏教として歴史の上に登場し影響を与えた歴史的事例からいえば、存在しなかったというわけではない。仏教の非仏教的な負の遺産として存在することはあった。それは不殺生をかかげる釈迦の仏教においても、また阿弥陀の本願を根拠

## 尾畠文正

にする浄土の仏教においても、どこから発想しても出てこない戦争を賛美し正当化する仏教の歴史として存在してきた。そのような仏教が胚胎し機能し展開したことは一体全体どういう理由からなのであろうか。その原因の一端は仏教が著しく社会倫理を欠如する思想信仰として存在していたことにある。そのような仏教の社会倫理の欠如を課題化することが様々な形で提起されている。

筆者も名古屋別院主催の信道講座において「仏教の社会倫理」と題して、仏教における戦争責任を題材にして問題提起を行った。また真宗連合学会紀要『真宗研究』に「真宗と靖国」の論文において、現実社会との繋がりの中で、自らを明らかにすることのない宗教的精神に対して、「仏教は、そのような人間のエゴイズムを無明の闇として明らかにするものであるかぎり、それは社会との繋がりの中で、より具体的に現実的に照らしだされなければならないものである。そうでなければ、人間のエゴイズムといつても所詮、抽象的観念的なものとなって、具体的現実的な人間のエゴイズムを剥脱することもなく、むしろ現実の非人間的な体制社会を暗黙裏に正当化するものとなるだけである。その意味では、仏教においては我執の中で汚染されているものが、法（真理）に照らされて、本当の自分を知るということが求められてきたことである。そこで課題にされている自分というものが、歴史的社会的存在としての我が身と切り離されて抽象的に観念的に扱われてきたのではないか。そのかぎり、そのような仏教に社会倫理を求めるることは火に水を求めるようなことなのであろうか。あらためて現実の事としての仏教が求められているのではないか。」<sup>(1)</sup>と問題提起したことである。

一  
四  
一

つまり、現代の仏教に求められていることは歴史的社会的現実を捨象した主觀的観念的な心理的慰安の確立ではなくて、むしろ、歴史的社会的現実に苦悩する世界的主体の誕生である。それは必ずや社会と関わる仏教の学びの中でこそ獲得されるものであろう。しかし、現実的には、仏教は、「戦争のできる国」づくりに邁進する今日の時代の政治状況に何ら批判的に関

## 仏教における非戦平和への一考察

わることなく、葬式、法事、法要に明け暮れする状況以外のなにものでもない。

勿論、人間における死の問題を看過して、人間における生の問題も成り立たないことはいうまでもない。その意味で、葬式、法事、法要において、人間における死をいかに受けとめるか。人間における生をいかに語るかは、極めて大切な宗教問題である。しかし、葬送儀礼を執行することに終始して、そのことの意義を尋ねる工夫、手立て、内実を持ち得ているだろうか。残念ながら、多くの場合、儀式執行に明け暮れするだけの状況のなかで、その儀式執行も今日は仏教的色彩から他の方法に取ってかわる傾向が顕著に見られる。あらためて現代における仏教の在り方が問われなければならぬ。

更には、現代の仏教を取り巻く政治環境は、戦前の国家神道的状況の再現を目論む改憲指向の中で、仏教の宗教的生命もまた根こそぎに奪い取られる状況である。日本の改憲指向状況は憲法第9条を中心に、憲法第20条の改訂へと練られている。この二つの憲法改定こそが現代における仏教の存在意義を根柢から問う問題であることに違いない。なぜなら、仏教が時代社会に正しく反映される時は現代的にいえば、平和主義と平等主義として表現されてこそその仏教であるからである。

歎迦の仏教でいえば、仏教の平和主義は、『真理のことば』には、それは文字通り、「すべての者は暴力におびえ、すべての者は死をおそれる。己が身をひきくらべて、殺してはならぬ。殺さしめてはならぬ。」「すべての者は暴力におびえる。すべての（生きもの）にとって生命は愛しい。己が身にひきくらべて、殺してはならぬ。殺さしめてはならぬ。」<sup>(2)</sup>とあり、平等主義は、『感興のことば』には、「螺髪を結っているからバラモンなのではない。氏姓によってバラモンなのではない。生まれによってバラモンなのではない」と伝えられている。眞実と理法とをまもる人は、清らかである。かれこそ（眞の）バラモンなのである。」「われは、（バラモン女の）胎から生れ（バラモンの）母から生れた人をバラモンとよぶのではない。

## 尾 畑 文 正

もしかれが何か所有物をもっているのであれば、かれは「〈きみよ〉といつて呼びかける者」なのである。無一物であって執着のない人、——かれをわたくしは〈バラモン〉と呼ぶのである。」<sup>(3)</sup> とある。

浄土の仏教でいえば、平和主義とは、『大無量寿經』には、「たとい我、仏を得んに、國に地獄・餓鬼・畜生あらば、正覺を取らじ」<sup>(4)</sup> 「仏の遊履したまうところの國邑丘聚、化を蒙らざるはなし。天下和順し日月清明にして、風雨時をもってし災厲起こらず。國豊かに民安し。兵戈用いることなし。徳を崇め仁を興し、政礼讓す。」<sup>(5)</sup> とあり、平等主義は、同じく『大無量寿經』には、「たとい我、仏を得んに、國の中の人天、ことごとく真金色ならずんば、正覺を取らじ」<sup>(6)</sup> 「そのもろもろの声聞・菩薩・天・人、智慧高明にして、神通洞達せり。ことごとく同じく一類にして、形異状なし。但し余方に因順するがゆえに、天・人の名あり。」<sup>(7)</sup> とある。

その意味でいえば、アジア太平洋戦争終結後に発布（1946年11月3日）施行（1947年5月3日）された日本国憲法は第1条から第8条の天皇に関する項目を除けば、実に、仏教の考える平和主義と平等主義の現世的な表現として評価できるものとして、日本国憲法は存在しているといつても過言ではない。それはこの戦争放棄の憲法がアジア太平洋地域の戦争犠牲者2000万余の無念の死を土壤にして生み出されたものであるからであろう。そこには日本国一国の悲願というよりも、世界人類が心底から叫ばざるを得ない悲願が表出されてある。戦争という事柄が基本的に人間の生きる力を奪うものである限り、真に人間の基本的人権を保護するものは戦争放棄の理念である。戦争を肯定する憲法に人権を保護する現実は生み出されない。戦争こそがいかなる意味においても、人間の生きる力を圧殺するものであるかぎり、いかなる戦争も否定してこそ人間の尊厳を誇ることができるのである。その意味でも、戦争放棄を国是とした日本国憲法は正しく仏教の平和主義と平等主義に合致しうる現実的な政治表現といえるであろう。

(2)

かつて聖徳太子研究で『斑鳩の白い道のうえに』（朝日新聞社）で聖徳太子像に一石を投じた上原和は、『NHK こころをよむ 上原和 聖徳太子を語る』「第二章 捨身の思想と『勝鬘經』」の中で、上原和自身の戦争体験に重ねて、聖徳太子の仏教理解と憲法第9条の「戦争放棄」について、「私は昭和の終焉に際しまして、さきの大戦、終戦をそぞろに回顧いたしまして、感慨うたなるものをおぼえました。私たちは、再び戦争をしない、平和を望むと言うときに、わけても戦争放棄という言葉を言うときに、その究極においては、たとい相手に殺されても相手を殺さない、絶対に人を殺さない、そういう不殺生という仏教の教え、あるいは殺すなけれというキリスト教の教えにまで行かざるを得ないように思います」<sup>(8)</sup>と問題提起している。

このように上原和は聖徳太子の政治、あるいはその後の一族の政治的態度（「皇極二年における山背大兄王をはじめとする聖徳太子一族の死、並びに大化五年における蘇我倉山田石川麻呂の死」）に、仏教の影響が色濃おく反映していると見ている。その他、現代仏教論の立場から仏教の平和主義と平等主義との関係を論証することはさほど困難なことではないけれども、ここでは逆に現代における政治の動向がそのような平和主義と平等主義から遠く隔たっている現実を概括してみるなかで、そのような現実に仏教がどのように対峙し問い合わせいかなければならないかに言及してみたい。

日本は15年にもわたるアジア太平洋戦争の経験を経て、その負の歴史に慚愧する中で、新しく日本国憲法を公布し、その第9条においては「戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認」を掲げて、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は行使は、国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄す

## 尾 畑 文 正

る。2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」<sup>(9)</sup>と二度と再び戦争をしない国として出発したはずである。

それにも関わらず、現実的には、日本国の慚愧は文字通りのアジア太平洋諸国への慚愧ではなく、天皇制国家体制下での主権者であった天皇への慚愧であった。そういう問題を象徴する事例が沖縄の摩文仁の丘に存在する。沖縄島の最南端に位置する摩文仁の丘は沖縄での地上戦で激戦地となった場所である。現在では各県が立てた「慰靈塔」が林立している。そのほとんどが侵略戦争を聖戦といい、戦死を偉業といい、戦死者を英靈と褒め称えて、戦争を美化し、正当化している。これについては摩文仁の丘に建設されている「慰靈塔」を克明に調査研究した沖縄のキリスト者たちの労作『戦争賛美に異議あり』に詳しく記述されている。

その摩文仁の丘のいちばん奥に、沖縄守備軍（32軍）の総責任者であった牛島司令官の自決をイメージした「黎明の塔」がある。割腹自殺を図像化した「黎明の塔」が向かっている方向は皇居だといわれている。天皇に対する忠節を現している図像であって、そこにはアジア・太平洋の戦争犠牲者に向き合う自責の念はない。

この戦争責任の欠如がいまもなお戦争を賛美し、正当化することを繰り返し、巻き返し、失言という名の本音を政治家たちが語ることに連続している。2008年現在で戦後63年であるが、63年の歳月しか経過していないのに、過去の歴史を塗り替え、新しい戦争を作り出そうと躍起になっていくように見える。

これは最も新しい資料と出来事であるが、文部科学省の高校歴史教科書検定で沖縄戦における「集団自決（強制集団死）への日本軍強制の記述が削除・修正がなされた。これに対して2007年9月29日に宜野湾市海浜公園で「教科書検定意見撤回を求める県民大会」（同実行委員会主催）が開催され、11万6000人（主催者発表）が集結して、「歴史の真実をそのまま次の世代に伝えることが日本を正しく歩ましめる。歪められた教科書は

## 仏教における非戦平和への一考察

再び戦争と破壊へと向かう」<sup>(10)</sup> という県民アピールを採択した。戦争に直視することを超党派で掲げたこのアピールが意味するものは簡潔明瞭に歴史を直視する生き方の問題である。

少なくとも、日本における政治家は与野党の立場に関わりなく、非戦平和を掲げてアジア太平洋地域に2000万ともいわれる戦争犠牲者に対して戦争責任を果たしていく政治を行うべきである。それが戦争犠牲者に本当に応える道ではないか。しかし、現実は全くそうなっていない。むしろ先に述べたように戦争責任を回避し、過去に目を閉ざすことに腐心しているのが日本の現在である。

仏教では深く自分を省みて自らを恥じ、そのことを内外に明らかしていくことを「慚愧」という。この慚愧によって人間は自己喪失的実存から自己恢復的実存として再生することを親鸞は次のように『教行信証』信巻に『涅槃経』を引用して確認している。『涅槃経』には結果的には父王頻婆娑羅を死に至らしめて苦惱する大王阿闍世に対して大医耆婆が、「善いかな、善いかな、王、罪を作すといえども、心に重悔を生じて慚愧を懐けり。大王、諸仏世尊常にこの言を説きたまわく、二つの白法あり。よく衆生を救く。一つには慚、二つには愧なり。慚は自ら罪を作らず、愧は他を教えて作さしめず。慚は内に自ら羞恥す、愧は発露して人に向かう。慚は人に羞ず、愧は天に羞ず。これを慚愧と名づく。無慚愧は名づけて人とせず、名づけて畜生とす。」<sup>(11)</sup> とある。つまり、慚愧は人間でなくなっているものに人間であることを取りもどさせる「法」である。

このような「法」としての慚愧のない国がいまの日本の国ではないか。その意味では、憲法第9条、更には憲法第20条は、台湾出兵、日清戦争、日露戦争、「日韓併合」、シベリア出兵、アジア太平洋戦争と侵略主義的に膨張し続け、やがて、自業自得の道理通りに敗戦をむかえて瓦解した神権天皇制国家体制に対しての根本からの反省と再出発を担った国家的意義を発露する「法」であった。そのような歴史的な悲願を荷負した日本国憲法のその「法」を自ら放擲する愚策が憲法改定指向である。そのような慚愧

## 尾 畑 文 正

することもなく、非戦平和を具体的に生きることもない、生命（いのち）を踏み続ける私たちの現在を「無慙愧は名づけて人とせず」と仏法は厳しく問いかける。

国家の交戦権を否定する憲法第9条を改訂する問題が戦争それ自体の肯定であれば、信教の自由を保障する憲法第20条の改訂は、国家の戦争政策を正当化し賛美する宗教を国民に強制していく道を法制化することである。憲法第20条は「信教の自由」を保障するものであるが、それが現実的に保障されるためには、過去の国家神道の過ちを払拭する為に、「いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。」「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」<sup>(12)</sup>という三項が必須不可欠である。それらは抽象的に禁止しているのではない。それらが禁止していることは、現実的には国家の国民への宗教の押し付けの禁止である。それは天皇を神としてあがめ、天皇（神の国）のためには、命を捨てて戦争することを名誉とした、かつての国家神道的な宗教の強制の禁止である。そのような国家の暴力から国民を守るところに憲法第20条（信教の自由）設立の歴史的意義がある。

しかし、現代において進行しつつある憲法改定指向は、これらの歴史的意義を覆し、日本を戦争のできる国に再編する政治的状況である。そのなかに、日本国民も、またそこで多くの人に信仰されていると考えられている仏教も、当然のことであるが不可分離的に存在している。従って、これらの動向と仏教とが無関係であるわけがない。とりわけ、現代仏教論構築の立場からすれば、これら「非戦平和」の問題は看過することができない問題である。現実的には憲法としての第9条はすでにイラクへの自衛隊派兵でなし崩しにされ、憲法としての第20条は小泉純一郎元首相の度重なる靖国参拝において踏みにじられている。いずれも憲法第99条に「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。」<sup>(13)</sup>とあるように最高法規として憲法遵守を

## 仏教における非戦平和への一考察

責務としなければならない人たちによって、憲法がないがしろにされている状況がこの日本の現実である。

こういう政治状況において、仏教はその平和主義と平等主義という思想表現をいかにして現実の歴史的・社会に取りうることができるのであろうか。このような課題の下に「仏教における非戦平和」論が問われなければならない。その意味では、この問題は、いわゆる「聖教」の言葉で問い合わせ、「聖教」の言葉で答えを出して行くような従来の真宗教学の範疇では論究できない。むしろ、そのような空理空論を破って、人間のリアルな現実存在に根ざした実理実論を通して、「仏教における非戦平和」論は問われなければならない。そこで本論文は親鸞仏教に感動し真宗大谷派の僧侶として平和主義と平等主義に生きた植木徹之助（法名釈徹誠）に学びながら「仏教における非戦平和」について考えてみたい。

### (3)

植木徹誠、本名植木徹之助は1895年（M28）に度会郡大湊町（現伊勢市大湊）の回船業・材木業「孫六屋」を営む植木和三郎とまちを両親として、十一人の兄弟姉妹の中、五番目の二男として生を受けた。植木徹誠の兄弟姉妹は長男の蘇助を初めとして、ゆう、ぎん、てい、徹之助（徹誠）、保之助、ふさ、顕之助、いそ、まさ、磯之輔である。これらの兄弟姉妹は、当然のことであるが、それぞれが明治、大正、昭和の時代と格闘し翻弄されながら多彩な人生を送っていた。例えば、この中、保之助、顕之助は名古屋港の港湾労働者として労働組合に関わっていた。またまさのつれあいの佐藤保造は植木徹誠と共に活動家として社会運動に奔走していた。ともあれ、植木徹誠は、当時としてはさほど珍しくはない大家族の中で、妹、弟の世話をしながら、おそらくは今では想像もつかないほどの風光明美な伊勢湾に抱かれながらの幼少年期を過ごしたことであろう。

しかし時代は帝国憲法が1889年（M22）に公布され、1890年（M23）

## 尾 畑 文 正

には国民道徳の指針として教育勅語が実施されて、日本国中津々浦々、神権天皇制国家体制による変則的近代化の渦中であった。周知の通り、明治維新以降、日本国家は歐米列強の帝国主義国家に追いつき追いこす勢いで富国強兵、殖産興業の掛声の中、明治政府樹立と共に早々と南は琉球列島、北は北海道を日本国家に取り込み、新たな日本列島を作り上げていった。次いで1874年(M7)に台湾出兵、1894年(M27)には日清戦争。1904年(M37)には日露戦争、更に1910年(M43)には朝鮮半島の植民地化へと、アジア極東地域への侵略支配はやむところがなかった。

このような帝国主義的に膨張していく日本国家に重なるように、植木徹誠の幼少年期は存在した。しかし、彼がそのような時代の渦に真向かって自覺的に対峙するようになるまでには、後しばらくの時間といくつかの人生経験が必要であった。植木徹誠は1909年(M42)伊勢の大湊小学校を卒業してから、母まちの遠戚関係にあった真珠王と呼ばれた御木本幸吉の経営する御木本真珠店付属工場(東京)で働くことになった。東京での生活については植木徹誠の子息植木等(2007年3月逝去)の『夢を食いつづけた男—おやじ徹誠一代記—』(朝日新聞社)によれば、常識破れの破天荒な劇場的人生であったようだ。真珠工芸品細工の職人としての腕を磨きながらも、義太夫に熱中するだけではなく、当時の若者たちを引き付け、影響を与えていた時代思潮にも大きく影響を受けていた。それは無政府主義であり、社会主義であり、キリスト教であり、労働運動であり、それら様々な思想の潮流に影響を受け関わりを持つ、そんな実に多彩な青春期を過ごしていたようである。<sup>(14)</sup>

その中でも徹之助に影響を与えた人が、御木本幸吉の実弟(五男)であつた斎藤信吉であった。斎藤信吉は様々な遍歴の中でキリスト教に目覚め、御木本真珠店の工場長としてキリスト教に基づいての工場運営をする中で、キリスト教伝道が行われ、植木徹誠もその影響で受洗したといわれている。その頃、斎藤信吉の肝いりで工場内で発足した「東京労働教会」に講師として出入りしていた沖縄出身の比嘉賀秀(沖縄学の祖ともいわれ

## 仏教における非戦平和への一考察

る伊波普猷との共著である「人生と宗教」がある）に、信仰者の社会認識に触れて、キリスト教だけではなく社会主義的な感覚も学んだ（これは前掲の『夢を食いつづけた男』からの参照）。

後年、僧侶として親鸞の仏教に生き反差別の運動に関わる植木徹誠の思想的原点はキリスト教信仰者にして、しかも批判的に社会に関わる比嘉賀秀との出遇ではなかったか。ともあれ、その影響で1921年（T10）に大日本労働総同盟友愛会の鈴木文治等が開設した「日本労働学校」に入った。鈴木文治は1912年に労働者の修養団体である友愛会を結成したが、当初は啓蒙的な活動状態であったが、やがて労働組合へと発展進化して行った運動団体である。その肝いりで開設されたのが「日本労働学校」であった。その第一回卒業生が植木徹誠である。そのことで警察から呼び出されたと前掲の子息植木等著『夢を食いつづけた男』には記されてある。

後に改めて詳しく述べるように植木徹誠は差別撤廃を掲げて伊勢は朝熊の地で、いわゆる朝熊闘争を闘い官権に拘束される。しかし、官権に注意を受ける生活は御木本真珠店で装飾品製作に従事している頃から既に始まっていた。子息植木等の従兄弟で現在名古屋在住の小倉義一（名古屋新幹線公害訴訟原告団団長）は徹誠の兄弟の中で、15年戦争下で当時官権の監視下に置かれていたのは、義弟を含めて三名であったと証言する。実際に反骨精神に溢れた希有な家族であったといえる。

このころ1920年（T9）に植木徹誠は後年、彼と親鸞との縁をつなぐこととなった小幡いさほと結婚する。妻いさほの実家は度会郡小俣町（現伊勢市）にある真宗大谷派の西光寺であった。その西光寺住職小幡徳月の影響で植木徹誠は熱烈な親鸞主義者になる。それは後年（1927、8年頃）、植木徹誠一家が一時期西光寺に身を寄せる事になってからの出来事である。真宗僧侶小幡徳月との縁は寺院という宗教的空间のもつ土徳と共に、その場を宗教的空间として成り立たしめる人との出遇いであったであろう。

東京時代の植木徹誠はそれこそ社会正義を掲げて猪突猛進する生活者で

## 尾 畑 文 正

あつた。そのころの植木徹誠の思想信条を想像させる有名なエピソードがある。御木本幸吉が関東大震災（1923年（T12））で崩壊した工場に、宮内庁から依頼のあった冠が無事かどうかを植木徹誠に調べさせようとしたときに、植木徹誠は「冠見たいなものは潰れたって作り直しがききますが、人間の体ってものは作り直しはきかないんだから、私は嫌です」<sup>(15)</sup>といつたという。妄想的人間観を生きる人間ではなくリアルな現実的人間観を生きる人間であったようである。

しかし、関東大震災がもたらした経済的影響はボディーブローのように貴金属宝石を取り扱う職種を襲ったことは想像するに難しくはない。その後、大震災後の不景気で御木本真珠店付属工場は閉鎖され、それを理由に植木徹誠は解雇される。一時、植木徹誠は先に述べた特高にも絶えず監視を受けていた港湾労働者として組合活動をしていた弟達の住む名古屋で生活を営むこととなる。その後、再び翌年に上京して以前よりもまして左翼労働運動に挺身する。周知のように大正時代後期は特に大正デモクラシーと称されるような自由と平等を求める時代精神に溢れてた。しかし、その時代は同時に、日本が朝鮮半島を足場にして国益を更にアジア深くに求め膨張していく先駆けの時代でもあった。

### （4）

自由への希求と膨張する国家。相反しながら通底する濁流のような歴史の渦巻きは、より過酷な現実を準備するかのように、人々を熱氣させ、翻弄する。このような大正デモクラシーの民主主義的な、自由主義的な動きの中で、やがて植木徹誠も出会うこととなる全国水平社もこの時期1922年（T11）に結成される。全国水平社は被差別民衆が自らの手で持つて差別からの解放を訴え、「我等は人間性の原理に覚醒し、人類最高の完成に向って突進す」<sup>(16)</sup>との高邁な理念を掲げた部落解放運動である。また階級的視点に立つ労働運動、農民運動なども燎原の炎のように全国を

## 仏教における非戦平和への一考察

席巻していった。前掲の当時朝日新聞の論説委員をしていた北畠清泰の協力による『夢を食いつづけた男』の記録によれば、植木徹誠はこれらの運動を牽制し弾圧するためにつくられた治安維持法に反対するための運動に「北部合同労働組合」と書いた赤旗を掲げて参加したそうである。

その後、植木徹誠は16年後に、この治安維持法違反で獄中生活を余儀なくされることとなる。これについては後に述べることであるが、時代とともに歩み続けた一途な社会運動参加の結果、病気を得て東京を去ることとなり、住まいを伊勢、名古屋などに移り住むこととなる。この中で、1926年（T15）に名古屋に居住する時に誕生したのが、スーザラ節で一世を風靡したタレント植木等である。植木等の等とは父徹誠の平等主義的な信念そのものを体解したような名前である。人類は皆平等である、という徹誠の思想がそのまま「等」の名に表されている。その後、先に触れたように植木徹誠一家は、妻の実家伊勢の小俣の西光寺に仮住まいする。この時期に長女の真澄が生れている。後に徹誠が関わった三重朝熊闘争研究の第一人者である川村善二郎の妻である。

この小俣の西光寺で植木徹誠は真宗大谷派僧侶である岳父小幡徳月の影響で親鸞の教えに出遇うと共に、部落差別の現実に憤り、小俣の西中六松と共に差別と闘う。そのころに岳父の勧めで真宗大谷派の僧侶となり、記録によれば1929年（S4）に大谷光暢名で度牒が交付されて、これ以降「徹誠」と名告る。名古屋の真宗大谷派名古屋別院で僧侶としての教育を受けると伝えられているが、詳しい記録は残されていない。その後、1930年（S5）に三重県多気郡荻原村大字栗谷（現大台町）の常念寺に入る。この常念寺は現在は廃寺となり、いまは寺跡碑を残すだけである。

山寺の寺院僧侶となり門徒衆との関わりを大事にして生きることになるのであるが、長年にわたって社会運動に関わっていた活動的な僧侶としての植木徹誠は、そのまま山寺の寺院の中で安閑と閉じこもる人ではなかつた。かつて沖縄出身の牧師比嘉賀秀から受けたキリスト教理解、神の福音に学ぶと共に現実を直視する生き様を、今度は僧侶として実践する。前掲

## 尾 畑 文 正

の川村善二郎は名古屋で港湾労働運動に関わっていた弟の植木保之助から「ある特高が植木徹之助はなんだ、坊主になったと思ったら、水平社運動などやりおって・・・と、いまいましげに語るのを聞いた」<sup>(17)</sup> ことを論文に記している。

植木徹誠はこの山村の常念寺に長くは留まれなかった。それは徹誠の側の事情ではなく、三重県の解放運動の側の事情からであった。この問題を理解するためには若干の説明がいるであろう。三重における部落差別問題、特に三重県の水平社運動については大山峻峰の『三重県水平社労農運動史』(三一書房)に詳細に研究がなされている。それによれば「三重県水平社は決して差別撤廃闘争に終始したのではない。農民、労働、政治の多岐にわたる活動を行っている」<sup>(18)</sup>と三重における水平社運動の特徴が指摘されているように、三重の場合、差別撤廃運動が農民運動、労働運動と連動して、反体制運動の中核となる傾向にあった。

それは水平社運動のなかで部落差別の問題を階級的視点から問い直そうとする考え方方が強かったということであろう。当時の全国水平社三重県連委員長新田彦蔵は、そのまま農民組合県連の指導者でもあった。そのような傾向のなかで、文字通り、具体的現実的な差別撤廃闘争として展開されていたのが入会権獲得・区政差別反対闘争である。そのなかでも数年来に渡って、正当な区民権、入会権が反古にされてきた問題に、度会郡四郷村朝熊区の区政差別問題があった。<sup>(19)</sup>

一二九

そこでは幾たびかの朝熊区内にすむ北部住民の訴えにも関わらず、南北に分断する差別的な区行政とそれを追認する警察権力によって、北部住民の要求が排除されたままの状態が続いていた。そのような差別が常態化していた朝熊区の区行政に、改めて闘いの必要を感じたのが全国水平社三重県連と同朝熊支部である。この朝熊闘争を報じた貴重な記録が、1996年3月に「朝熊町歴史史料集編集委員会」から刊行された『朝熊町歴史史料集・近代編』に、『労働雑誌』第一巻第5号からの記事として、「宇治山田市の近所に、眺望絶佳と「萬金丹」といふ古い薬でチョッピリ有名な朝熊山と

いふのがある。この麓に朝熊（度会郡四郷村）といふ部落がある。この部落全戸数二百四十戸。この部落は百二十戸づつ北と南に分れている。「北」は被圧迫部落民諸君の部落だ。（中略）小学教員の差別的言辞といひ、区有財産の分配といひ、区役員選挙に於ける不埒な取り扱いといひ、もう我慢ならんと百二十戸の部落民諸君は、全国水平社三重県聯合会との連絡指導のもとに奮い起った。」<sup>(20)</sup> とあるように、それは直接的には同一部落内における南北間に横たわる差歴史的な差別的待遇に対して平等な区政を求める闘いであった。その闘いの指導者として請われたのが常念寺で活動していた植木徹誠であった。

朝熊闘争の歴史は川村善二郎の「ファシズムと部落差別・三重県朝熊部落のたたかい」（雑誌「部落」1968年3月号）に詳しく省察されているように、また同じく川村善二郎の手になる部落解放研究所編『部落問題事典』（1986年　解放出版社）の朝熊区政差別糾弾闘争に解説されているように、それは「区政差別徹廃・入会権回復の要求を主内容とする区民権・生活権獲得の闘い。」であり、その闘いは1937年（S12）頃には全国的にも注目され、全国水平社第14回大会においては、朝熊闘争支援が機関決定されている。しかし、この時代は盧溝橋での日中両軍の衝突を期に日中戦争が拡大の一途をたどり、日中両国が全面戦争に突入する時期でもあった。

全国的な支援を受けた区政差別糾弾闘争はますます地元朝熊区においても燃え上がっていった。1937年6月30日に朝熊三宝寺説教所で北区民総会が開かれた。その日の議長となった徹誠は全体の意見を総括して「吾々は最後の勝利まで結束して闘争することを誓う」<sup>(21)</sup> と結んだ。そこまで高揚した朝熊闘争であったけれども、中国への侵略戦争に国家を総動員して展開して行かなければならぬ戦争政策の中で、戦争推進に有無をいわせない国権の企みであろう、戦争政策に邪魔になる反体制抵抗勢力に対する極めて不当な弾圧が行われることとなる。この弾圧に連座したのが植木徹誠である。徹誠は日頃から反差別徹廃運動の行動だけではなく、戦地に向かう兵隊に向かって、戦争を集團殺人であるといって憚らなかった。川

## 尾 畑 文 正

村善二郎は植木徹誠が「日中戦争がはじまるとき、出征兵士に「御國のために御奉公を」と言う人の多いなかで、部落の応召兵に「敵を殺すな、君も死ぬな」と激励してやまなかつた」<sup>(22)</sup>といったと証言している。その植木徹誠が治安維持法違反で拘束されたのである。

三重県下では全国的な人民戦線事件に関わって1937年12月20日に全農・全水関係者が大量に検挙され、続いて1938年1月18日に朝熊区北部の指導者たちが検挙されている。この二段構えの弾圧について、前掲の大山峻峰著『三重県水平社労農運動史』では、「人民戦線に名をかりて伊勢神宮膝元の朝熊区におきた差別糾弾闘争の圧殺をはかったものと見られる。しかも朝熊闘争の指導者三人を治安維持法違反者として起訴し、そのうえ植木の妻子を朝熊から追放させている。このことを見ても朝熊区政差別糾弾闘争は異常なほどの暴圧を受けたのであった」<sup>(23)</sup>とある。

植木徹誠の子息等は後年『夢を食いつづけた男』のなかで、「啄木流にいえば、石をもて追われるよう、おふくろ、徹、真澄の三人は朝熊を去り、宇治山田の借家へ移った。獄中のおやじにしてみれば、このことが、よほど辛かったにちがいない」<sup>(24)</sup>と記している。ともあれ、朝熊区政差別糾弾闘争は挫折し、植木徹誠自身は国家権力の不当な弾圧で警察一年、未決一年、更に二年の獄中生活を強いられた。このような部落差別と国家暴力のなかを駆け抜けた植木徹誠の思想の中核とはなんであろうか。それは文字通り、熱情的な平等主義と生粋の非戦平和主義であったといえる。

戦後は僧籍は持ちながらも東京では市井のいち庶民として装飾品工芸に携わり、最後まで社会運動にも関わりながら生きた。その植木徹誠が最晩年に病床に伏すなかで子息植木等に「等、俺は、あの世に行っても親鸞に合わせる顔がない。俺は恥ずかしい、恥ずかしい」<sup>(25)</sup>と告白したそうである。それからすれば、植木徹誠は僧衣姿は取らなかったものの最後の最後まで親鸞の教えに真向かった親鸞主義者であった。現在、植木徹誠の朝熊での闘いを知る数少ない証言者に伊勢市自治会連合会会长の山崎智がいる。15才の時に朝熊闘争の会議で「部落差別に対して僧侶としての罪責

感から鬱っている」（2007年7月7日伊勢市にて山崎智の証言）との発言を聞いたと言う。植木徹誠もまた社会との関わりで佛教を課題にしたまぎれもないEngaged Buddhistの一人であった。

(5)

佛教が明らかにする人間観、世界観には、既述したように、その思想信仰を世俗的な表現で換言すれば、平和主義と平等主義であるということができる。しかし、日本に伝来し展開した日本佛教に限ってみても、その平和主義と平等主義は理念としては存在しても、歴史的現実として存在しなかった。にもかかわらずに、否、だからこそ佛教がもつところの平和主義と平等主義が求められていかなければならぬ。その意味でいえば、佛教における非戦平和への願いは、戦争と差別に明け暮れる歴史的現実社会に対する批判的原理として永遠の問いかけであるのだろう。

戦後50年でもある1995年に、突如として地下鉄サリン事件が引き起こされた。この事件は当時、日本国中を震撼させた。更に、この事件が新興宗教団体オウム真理教によって起こされたことに人々は再び驚愕した。特に注目されたことはオウム真理教が殺人を正当化する教学を佛教思想によって構築していたことの問題である。ヴァジラヤーナという言葉を用いて、「悪業を積み続ける魂を救済するために殺害すること、貪り多き魂を救済するためにその財産を奪うこと、嘘を使って真理に導き入れることなどが、天界の菩薩の修行として説かれている」<sup>(26)</sup>という、いうなれば、オウム式佛教理解で殺人を正当化するのである。

なぜこういう佛教理解が引き出されてきたのかということについては、今後とも、厳しく検討し問い合わせいかなければならないが、一つの試案として提示すれば、殺人を正当化する教義はなにもオウム真理教だけの問題であるのではない。むしろ、アジア太平洋戦争においては、先に既述したように日本佛教、特に筆者の責任範囲でいえば、真宗大谷派なる教団

## 尾 畑 文 正

は戦時教学を生み出してものの見事に戦争という名の集団殺人（植木徹誠説）を聖戦として賛美し正当化してきた。ヴァジラヤーナとして殺人を肯定していたオウム真理教との違いはどこにあるのか。あらためて問い合わせいかなければならない問題ではないか。おそらく、それは教団の戦争責任、教学の戦争責任を不問にしてきた歴史の果てに、オウム真理教が生まれきたのだという反省に立つならば、最後の最後まで仏教の平和主義と平等主義に立った先達の生き方、教学にあらためて学び直してみることの必要がありはしないか。

今回は植木徹誠を通して仏教における非戦平和を考えてきたけれども、その他にも、真宗大谷派には、「極楽世界には他方之国土を侵害したと云ふ事も聞かねば、義の為に大戦争を起したと云ふ事も一切聞れた事はない。依て余は非開戦論者である。戦争は極楽の分人の成す事で無いと思ふて居る。」（高木顕明「余が社会主義』『大逆事件記録 第二巻 証拠物写）<sup>(27)</sup> と語る冤罪大逆事件に連座して獄に繋がれ、やがて獄中で縊死した高木顕明がいる。

また「此の度の事変に就て、他人は如何考へるか知らぬが、自分は侵略の様に考へる。徒に彼我の生命を奪い、莫大な予算を費ひ、人馬の命を奪うことは、大乗的な立場から見ても宜しくない、戦争は最大之の罪悪さ。」（『特高外事月報 昭和 12 年 12 月分』内務省警保局編）<sup>(28)</sup> と述べて陸軍刑法に問われた竹中彰元がいる。

更には、「仮令、権社の神、例せば天照大神また八幡神社の如きと雖も、迹門の前には輪廻の果報迷界の有情なれば、欣浄の徒何の必要ありて彼等に事んや、また垂迹の本意は、結縁の群類を願海に引入せん為なれば、弥陀一仏の本願に帰すれば事足れり。」（『真宗』1935年11月）<sup>(29)</sup> と喝破して大谷大学学長を「更迭」された河野法雲がいる。このような人々の「非戦平和」の歴史的発言と行動を憶念して、平和主義と平等主義を基調とする現代佛教論があらためて尋ねられていかなければならない。

註

- (1) 真宗連合学会紀要『真宗研究』40号 23頁
- (2) 中村元著『真理のことば・感興の言葉』(岩波文庫) 13頁
- (3) 中村元著『真理のことば・感興の言葉』(岩波文庫) 45頁
- (4) 『大無量寿經』真宗聖教全書 1-7頁
- (5) 『大無量寿經』真宗聖教全書 1-21頁
- (6) 『大無量寿經』真宗聖教全書 1-7頁
- (7) 『大無量寿經』真宗聖教全書 1-14頁
- (8) 上原和著『NHK こころをよむ 上原和聖徳太子を語る』28頁
- (9) 1986年版『六法全書』(有斐閣) 39頁
- (10) 2007.9.29 教科書検定意見撤回を求める県民大会記録写真集『沖縄のうねり』(琉球新報社)
- (11) 『教行信証』真宗聖教全書 2-34頁
- (12) 1986年版『六法全書』(有斐閣) 40頁
- (13) 1986年版『六法全書』(有斐閣) 46頁
- (14) 植木等著『夢を食いつづけた男—おやじ徹誠一代記—』(朝日新聞社)  
参照・更に、以下の論稿は、2007年6月19日・6月21日・6月26  
日に『中外日報』のシリーズ「近代の肖像」に掲載されたものに加筆  
したものである。
- (15) 植木等著『夢を食いつづけた男—おやじ徹誠一代記—』(朝日新聞社)  
51頁
- (16) 『真宗大谷派 同和問題資料集』(東本願寺出版部) 12頁
- (17) 雑誌『部落』1983年6月号
- (18) 大山峻峰著『三重県水平社労農運動史』(三一書房) 46頁
- (19) 部落解放研究所編『部落問題事典』(解放出版社の「朝熊区政差別糾  
弾闘争」の項参照。
- (20) 『朝熊町歴史史料集・近代編』167頁
- (21) 大山峻峰著『三重県水平社労農運動史』248頁

尾 畑 文 正

- (22) 川村善二郎「基本的人権と私たちの課題」1988年2月10日発行『とうきょう広報』4頁
- (23) 大山峻峰著『三重県水平社労農運動史』255頁
- (24) 植木等著『夢を食いつづけた男—おやじ徹誠一代記—』朝日新聞社  
166頁
- (25) 植木等著『夢を食いつづけた男—おやじ徹誠一代記—』(朝日新聞社)  
244頁
- (26) 出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』
- (27) 『戦争と僧侶—非戦戦を生きた僧侶たち—』真宗大谷派「第五回非戦・  
平和展」資料 6頁
- (28) 『戦争と僧侶—非戦戦を生きた僧侶たち—』真宗大谷派「第五回非戦・  
平和展」資料 9頁
- (29) 『戦争と僧侶—非戦戦を生きた僧侶たち—』真宗大谷派「第五回非戦・  
平和展」資料 12頁